

知らないと損する相続の節税方法!

相続税の基礎控除額が(平成27年1月)大幅に下がったことにより相続税の発生が増えています。相続税は事前に対策を考えておくことが必要です!!

金融資産・不動産をお持ちの方

現預金はそのまま相続財産となりますが、下記の①~⑤のように他の資産にすることにより相続の評価が大きく変わります。一度相続財産を見直してみましょう。

相続人:妻、子供二人 相続財産:不動産 1億5,000万円 現預金 5,000万円 のとき法定相続分で取得すると
現状の相続税(配偶者税額軽減適用)・・・ 相続税額 1,120万円

そこで下記のような対策が考えられます。

- ① 現預金を生命保険(保険料1,500万円)に加入する
(相続財産としての現預金が1,500万円減少)



・相続税額 970万円(150万円の節税)
・死亡時に保険金が1,500万円入り、納税資金に充てられる

- ② 配偶者への居住用不動産の贈与(婚姻期間20年以上経過した場合)
(居住用不動産が相続評価2,000万円の時、相続財産が2,000万円減少)



・最高2,000万円まで贈与は非課税

- ③ 贈与税110万円の控除の活用
(相続人へ相続発生後3年以内に贈与した分は相続税に含まれますのでご注意ください)
(3年間3人へ110万円ずつ贈与をすると、相続財産としての現預金が990万円減少)



・3人で1年間330万円まで贈与は非課税

- ④ 空地等に貸家を建築する
(物件により相続財産の減少金額は変動)



・建物の建築費用が預金減
・建物は固定資産評価に基づく評価
・土地は貸家建付地とし(路線価の借地権60%の場合)18%評価減
・建物は貸家権30%の評価減

などにより
土地への
評価減

- ⑤ 小規模宅地の活用
(適用不動産により相続財産の減少金額は変動)



・評価減の大きい土地から適用する
例:(居住用330㎡まで80%減額)
(貸付事業用200㎡まで50%減額)

などにより
土地への
評価減



詳しくはJSKへご相談ください!

7月の花 金魚草(きんぎょそう)
花言葉 「清純な心」「囃々しい」「騒々しい」「予知」